

第 127 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 3 年 10 月 5 日（火） 13：00～15：57

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳太郎内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 3 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 30：下水道法に基づく計画変更等の手続の見直しについて（国土交通省）>

（高橋部会長）法改正を検討しているということによいか。

（国土交通省）然り。

（高橋部会長）一括法ということで引き続き進めていただきたい。

次に、事前に計画内容に対する助言を行えるようにしたいとのことだが、法の報告制度の立てつけからいうと、後で助言したほうがよいのではないかと。事前でなくてはいけない理由はあるのか。

（国土交通省）大きな流域あるいは海域では関係県が多くなることから、調整に時間を要するおそれがあり、既に実施しているところではあるが、関係県と調整し、事前に広域調整をすることによってスムーズに計画が策定されることを目的に、事前に助言を行うというイメージである。

（大橋部会長代理）協議を改めるとはいうが、報告に付随してあらかじめ助言の仕組みが入るといふことであれば、実態としてどれだけ変わったのかと地方公共団体から指摘されるのではないかと。全体として見たら協議ではないかと言われるような気がする。

ほかと比較しても、報告後に助言を行う仕組みが多い中で、事前に助言をしなければならないようなものか。対象は、かなり限定されるのではないかと。先ほど大阪湾や東京湾とのことであったが、全国的なものではなくてあくまでも今まで協議の実績がある例の中で、しかも調整をどうしても必要としていたようなところ限定するということか。そのような実績を前提とし、ゼロからの助言等ということにならなければ、あらかじめある程度想像がつくような作業量になると思うが、いかがか。

（国土交通省）提案団体においては、広域的な調整は実施していない。ある程度、海域あるいは水域は限定されるのではないかとと思われるが、事前の広域調整をしているのが現在、18 計画あるということで、少なからずあるといえる。

（大橋部会長代理）提案団体としては、協議と言いつつ、実際に修正等を行った実績などがなく、何をもって協議というのかといった実質的な問題提起がある。今回提案のように実際には今までも協議を実質的には行っていないのであれば、ほぼ報告だけで済む一方で、実際に今まで助言が行なわれていたところは、かなり限定されていると思われるので、どのような助言を行ってきたのかお示しいただくことは可能か。その点は、ブラックボックス状態にせず、過去の経緯からも、ある程度定型化して示せるように思う。可能であれば、それを地方公共団体に見せていただいたほうが説得力はある。全国を対象に助言を行うとすると、一体何を言われるのだろうと地方公共団体側も不安になると思われることから、現時点の制度設計をお知らせいただきたい。

（国土交通省）制度設計、どう条文に落とし込んでいくかというのは今後検討しなくてはならないが、運用については地方公共団体の支障になるものでなく、地方公共団体の求めに応じて広域調整をさせていただくイメージである。

（高橋部会長）必要に応じてというのではなくて、都道府県が、関係都府県との間に国がいてくれたほうが円滑に進むというのであれば、助言や必要に応じて行うといった形とせずとも、国が話合いの場に入ることでは十分ではないか。

(国土交通省) 条文上はどうかということは検討するが、趣旨は計画策定を円滑に進めるため。

(高橋部会長) では、それを条文でどのように表現するか、事務局ともよく御相談いただくということによろしいか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 次に、条文上は読めるという点について、もう一回御説明いただけるか。

(国土交通省) そもそも2条の2の第1項で流総計画を定めなければならないという前提に、それぞれの公共の水域または海域ごととなっているので、提案団体の場合は2つの水域をまとめて1本の計画としているが、それぞれの水域ごとに流総計画を定めるということから、法律上は1本の計画ではなくて複数の独立した流総計画がまとめて提出されていることになる。あくまで協議対象は2以上の都府県にまたがる流総計画を協議対象としている。

(高橋部会長) 条文上御説明のとおり解釈であるということを通知で明確化していただきたい。

河川関係の検討については、手続の迅速化として、記載事項の一部等の廃止と検討期間の目安ということだが、具体的に御説明いただきたい。

(国土交通省) まず、もともと2つ以上の都府県にまたがる計画の手続をする場合、それぞれの整備局等に調整する必要があるということについては、相手方を河川の管理をする整備局もしくは都道府県としているが、それが重複した場合にどうするのかというところについて具体的な明示がないことから、今回はそれを不要とするという文言まで追加した通知を出したい。

今回手引と称する通知全体を見直すことにしていることから、本省への報告は不要とすることも改めて明記をしたい。

検討期間については、基本はできるだけ速やかにということではあるが、少し提供する資料を整理する必要もあることからできるだけ速やかに対応するものとして、原則として1年以内というような書き方をベースに、処理期間が長期化しないような記述を加えたい。

あわせて、河川検討の様式に記入内容についてだが、もともと流総計画に記載されているものと重複したものが一部あったことから、流総計画の案そのものを参照することとし、河川検討において必要なものだけに絞るということで、これまで4つあった資料を3つに統合するなど記載の上での簡素化を図っていきたい。

(高橋部会長) 負担が減ると認識しているが、重複排除ということによいか。

(国土交通省) 然り。

(大橋部会長代理) 今回、御回答いただいた検討期間の目安は、標準の期間を定めて整備局も含めて皆一丸となって期間短縮を図っていこうと実務をされるという趣旨によいか。

また、記載内容について書類をいろいろ整備される上で、本省と地方整備局で検討いただくのもよいが、地方公共団体に対しても、そちらからいろいろと要望を聞いていただき協議するなど、意見聴取のプロセスを入れていただくなど留意いただければと思う。

(国土交通省) 今回この通知を発出するに当たり、事前に河川管理者に対しても、せっかく変えた記載がまた誤解を生まないように周知できるかどうか確認をした上でと思っているので、事前の調整を考えている。そして、下水道サイドについては下水道部から各都道府県等に確認をいただいて、この文書ならば誤解がないという確認が取れたものを発出するというので、年内ぐらいの発出になろうかと思うが、引き続き取り組んでまいります。

期間についても、これはあくまでも1年掛かっていいということではなくて、速やかに行うとした上で最もかかる場合も1年、万が一それ以上かかるようなことがあればまた本省にも情報共有をいただいて、事情があるのかどうかという確認をさせていただくということで、速やかに進むような取組をしていきたい。

(高橋部会長) 軽微な変更については、省令改正ということによろしいか。

(国土交通省) 政令改正を検討する。

(高橋部会長) 要件などについて細かな要件がこれ以上につくことは無いか。

(国土交通省) 要件的には御説明したとおり、予定処理区域のみの変更の場合は軽微な変更という書きぶりになる。

(高橋部会長) 変更のスケジュールについては、いつまでに変えてもらえるか。

(国土交通省) 分権の一括だとどうなのか。

(寺崎室長) 一括法は、法律のみであることから、基本的には年末の対応方針の中で閣議決定させていただいて

から、速やかにしかるべきスケジュールで御対応いただきたい。また、事務的に協議をさせていただければと思う。

(高橋部会長) 一括法ではないので、そこは別途迅速にということをお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。なるべく迅速に対応したい。

(高橋部会長) 次に、意見の申出機会の付与について軽微な変更の場合には除外しており、今回についてだけ意見付与手続という話だと思う。しかし、地方公共団体からは実際には事前説明を行っているので、あえてこういうことを規定しなくてもいいのではないかという意見もあるが、いかが。

(国土交通省) 実態上既に行っているので負担にはならないと思っており、法的にも担保したいということである。このことによって事業のスケジュールが遅れるということではないと思っているので、そこはしっかり今のよう位置づけたいという趣旨。

(高橋部会長) 承知した。これも政令に規定するということか。

(国土交通省) 政令の3条の括弧書きで軽微な変更は除くとなっていることから、5条の2含め3条についても改正を検討する。

(高橋部会長) 協議は不要として、ただし意見聴取し、同意を得るということの規定するということか。

(国土交通省) 然り。

(伊藤構成員) 今の点について、軽微な変更の中での例外を設けて利害関係人に意見を申し出る機会を与えるということだが、そういう形で位置づけると地方公共団体にとってはかなり負担となり、手続面でかなり厳格なものが求められているのではないかと理解される可能性がある。実質的に事前に利害調整を行っているということをもって利害関係人から意見を聴いたことにするという運用よりも、厳格な手続が求められるような理解が出てくる可能性があるが、これはどういったお考えなのか、今まで地方公共団体が行っているような事前の利害調整をもって意見を聴いたと解釈できるという形でよいか。

(国土交通省) 現行の政令の3条においても、公示してこれらの事項に関する利害関係者に意見を申し出る機会を与えなければいけないということで、具体的な方法については省令にも落としていないので、実質的には、地方公共団体に過度な負担になっているとはいえ、そういった意見も今のところは聞いていないところである。

(大橋部会長代理) 今と比べて重い負担を課すような趣旨ではないといわれた。今も地方公共団体が同意を得ているという趣旨は、丁寧に相手のところに行ってその方の同意を持って帰ってきているので、意見があったら言ってくださいというよりは丁寧にやっているともいえる。では、こういう同意を得ているということで今回求められている意見申出の手続を踏んだと地方公共団体は理解してもいいのか。そういう運用で今回の要請に代えることができるという理解でよろしいか。それとも何か形式を変えなければいけないということになるとまた大変になると思う。むしろ今やっていることのほうが大は小を兼ねているような気がする。それを丁寧にやってくださいという趣旨だとすれば地方公共団体も安心すると思う。意見がそれぞれ食い違っている気がするが、いかがか。

(国土交通省) 御指摘のとおりだが、この政令では一軒一軒回って御説明ということではなく、あくまで公示して利害関係者意見を申し出る機会を与えなければいけないということで、逆にこちらのほうが一軒一軒回るより丁寧ではない対応だと思っているので、繰り返したが、そういう意味ではこのやり方が過度になるという認識はしていない。

(高橋部会長) そのところをはっきりさせていただいて、通知で従来よりも過度なものを要求する趣旨ではなくて、公示さえしてくればよい、あとはやり方はお任せしますということ、通知等でしっかり書いていただければありがたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) よろしくお願います。

<通番18：ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止（環境省）>

(高橋部会長) 公表を努力義務にさせていただけるということでありがたいと思う。これは具体的にどのような形でスケジュールをお考えか。

(環境省) 基本的にはこの地方分権の一括法で改正するということに合わせさせていただいて、努力義務に改正をするということを考えている。

(高橋部会長) 電子システムについて、具体的なスケジュールはここに書いてある。この点については、国全体の方針でこのようにやりましょうという話になっているのだと思うが、デジタル・ガバメント実行計画だと、今までの紙を前提にした行政の仕組みではなくて電子に変えたら電子に合わせた新しい行政の事務の流れを考えなさいとなっている。そうすると、これでは、回答が今までのシステムを前提にそれを電子に流し込むという、発想でないかと私は危惧をしていて、例えば、報告先を都道府県としなくても、別に都道府県が責任を持った監視体制をもち権限行使ができるようにすればいいわけである。都道府県が情報を持って、その情報に基づいて権限行使するという責任を都道府県に負ってもらえばいいわけである。何もそれを都道府県に対して報告しなければいけないという紙のシステムのままでなくてもよろしいのではないかと思うのだが。

(環境省) 当然おっしゃることについてはよく分かる。我々も報告書を出せではなくて報告ということにしているので、報告しなければならない。古いと言われる可能性はあるが、今のところの発想は、電子システムについてはツールとして考える。新しい電子システムという考え方をしたときの事務の流れなどが変わるのではないかとおっしゃっていることについて、これは議論を否定するつもりでも何でもないので、次の検討の中で考えていきたいとは思っている。

さらに言うと、環境行政の中で全体的にも基本的には都道府県に報告をして、そして、都道府県が対策を取っていくというイメージで大概のものは全部動いているので、電子システムが入ったときにどのように事務が効率化されるのかということに関しては、もちろんこれから議論の余地はあると思っており、おっしゃるとおり、具体的に都道府県にとって使いやすい、事業者にとって使いやすいシステムということを考えなければいけないとは考えている。

(高橋部会長) 発想を転換し、事業者が電子システムに入力しなさいとまず義務をかける。当然事業者は義務があるから入れる。ただ、義務を果たしているかどうかは都道府県が電子システムを見て、果たしていないと言えど都道府県はそれを入力しなさいというように監督権限を行使できる。さらにその入力が終わった後で都道府県はどうするかというと、電子システムにアップされた情報を見て基本的に権限行使するという権限を都道府県知事に付与すれば、それでおしまいのはず。それは制度設計で法的に表現できる。私は素人であるがそれで内閣法制局に言ったって通る。

(環境省) 電子システム自身、我々はこういうスケジュールを考えて動いているけれども、正直に言ってまだ先のこと、部会長がおっしゃっている発想、これを含めて議論してつくっていくことについてはあると思うし、そうすべきだろうとは思っている。ただ、何もなくて議論するのは。

(高橋部会長) 今から議論しなかったら駄目でしょう。報告義務をやめてくださいという分権提案が出ているのだから、電子システムに動くときに、先にお話ししたようにしたらそれではいいでしょう。これは法制的にできるでしょう。できるのだったらできると言ってくれば話は済む。

(環境省) これは当然、今提案されている自治体もあるけれども、それ以外の自治体も含む。

(高橋部会長) 何か支障はあるのか。私が言っているシステムで今の報告のシステムと違って支障が出るのか。あるのであれば今教えていただきたい。

(環境省) 実は報告自身については、この提案されている提案団体はそういうシステムをつくられていないが、自治体によっては自分のところのオリジナルの事業者と県などの間をつなぐシステムを独自に構築されているところがある。そういうところの話も聞いた上でどのようにしていくかということになるかと思うので、全く逆に言うと、そこはどのように動かすとか、そういうものを考えないといけないと思う。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) これは全国の知事会からも積極的な検討を求めるという意見が出ていて、提案団体だけの提案でもない。聞いていても、今ある紙ベースでやってきた報告、取りまとめ、公表などというアナログな手続を少し進めようと思えば、当然出てくるのは、電子システムに上げてもらってそれをみんなが参照しながら検査に活用するということであり、これは誰でも思いつく内容で、今回の提案団体もそういうことを言っている。

それを上回るようなものでも提案していただければいいというのであれば分かるが、提案は、今かけている時間を検査のほうに向けたという趣旨である。今、事務手続で少ないマンパワーを取られて、したい検査が十分できないということを自治体が出しているわけだから、資源配分として自治体が重点を置きたい意向を支援するような仕組みをつくってもらうことは大前提だと思う。来るべきシステムについては、こういうアウトラインはしっかり示すという前提で回答なり方針をいただけないと、提案団体に対しても説明がつかないが、いかがか。

(環境省) 基本的に私どもとしては都道府県から話を聞いて、非常に手間がかかっていると。どこに手間がかかっているかという話の中で、当然我々は報告いただいて、それを精査して公表するというところに関してかなり手間がかかっている。また、環境省に対して報告するというところにも手間がかかっていると聞いている。

環境省に対しての報告に関しては、今回本当に必要なものだけという話にして7割削減という形で、まとめるとい集計作業だとか、そういうところの都道府県の手間を減らそうと。公表に関しては、都道府県が本当に必要だと考えたときだけの公表という形にして手間を減らそうと考えている。電子システムの構築の話に関しては、先ほどいただいたような話を入れ込んだ形で、少しそのほかの都道府県の意見も聞きながら進めていきたいと思う。

(勢一構成員) このタイミングでデジタル化への対応は非常に重要だと思うし、議論を始めないと先がつかないと思うので、できるだけ早く検討をお願いしたいと思う。

実際に環境省の中でも、例えば温対法の改正の分野ではデジタルで情報共有をして、これまで紙ベースでやってきた報告制度を思い切って変えるということをやっている。環境省の中でも取り組んでいる分野はあるから、ここができないということにはならないだろうと思う。ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思う。

(環境省) 電子システムについては、いただいた御意見も参考にしながら、ぜひいいシステムができるように一生懸命検討してまいりたいと考えている。

(高橋部会長) それから自治体の独自のシステムの話も、御承知のように17事務については国が共通システムをつくれという話になっている。自治体に独自のシステム構築の負担をかけずに国が共通基盤をつくりましょうという流れになった。だから、国が全国のシステムをつくれれば、別に都道府県が独自のシステム運用をする必要はなくなるので、明らかに負担軽減になる。そういうことも考えて、今、都道府県が独自システムを持っているからと言わずに、そういう趣旨において国がしっかりと整備すれば都道府県の独自システムを回すお金も要らなくなる。そういうことも含めて御検討いただければと思うが、そこはいかがか。

(環境省) 重々その点については、私どもは実際にやっている上で都道府県からお話を伺っている。この点を含めてしっかり検討していきたいと思う。

(高橋部会長) それでは、申し訳ないが、12月頃の閣議決定までに少し表現ぶり等を事務局とさらに今日のヒアリングを踏まえて御調整いただければありがたいと思う。

<通番 15：脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援（環境省）>

(高橋部会長) それぞれの計画について統合できるということの周知をお願いすることになった。行動計画についてはまだ地方公共団体の環境教育担当者会議での周知にとどまっているため、全体として自治体向けに可能なことを周知していただきたいと思っているが、そこはいかがか。

(環境省) 行動計画に限らず、地球温暖化対策の推進に関する法律の法改正も行ったし、それに伴い地方公共団体実行計画策定マニュアルも改定する。他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であることについて周知をする機会は様々ある。先日もゼロカーボンシティについて、いろいろ今後事業もやっていこうということで地方公共団体向けの説明会をオンラインで行ったが、約600団体に参加いただいた。こういった中でいろいろと周知していく機会もあり、御指摘のようなやり方もきちんと必要に応じてやっていかなければいけないと思う。

(高橋部会長) 担当者会議に来られない自治体もあるだろうから、その点はしっかりと明示的に通知でお願いしたいと思う、よろしく願います。

次に地域気候変動適応計画について、例えば1万人以下の市町村に策定できるのか。28ページに書いているようなことはきついのではないかと思う。例えば日光市とか気候変動適応の担当はいるのか。

(環境省) 現に日光市は地域気候変動適応計画をつくっていただいている。

(高橋部会長) 全国津々浦々の市町村で本当にここまでできるのかと言われると、どうなのか。私も環境法を教えているから大事だというのはよく分かるが、市町村の現状、実情を踏まえていないのではないかと思うが、どうか。

(環境省) もちろん環境影響に関するデータは、国立環境研究所など国がデータを持っているものがあり、そこについてはきめ細やかにこれからも各市町村レベルでお示ししていかなければならないし、そういう努力を続けていく。そのような中で、例えば人口が少なくても圏域が大きいエリアになれば、当然それなりに防災や災害対策に対する備えは意識があろうと思うので、そういうところは大事なのではないかと思う。一概に人口規

模で義務をどうこうというような話でもないと思う。いずれにしても、計画策定にあたっての負担が軽減できるようにどういことができるのかということを経験していき。

(大橋部会長代理) 地球温暖化対策を行うことの重要性は私どもや市町村、提案団体も分かっていて、それを別にやりたくないと言っているわけでもない。特にそれをやっていく上ではここにお書きになっているような地域特性や住民ニーズにきめ細やかに対応すればするだけ細かい正確な施策ができることも誰も否定はしていない。ただし、市町村の中には、人的にも能力的にも限界があるところはある、能力差があることは当然の前提だと思う。そうすると、そういう状況では部会長がおっしゃったように無理があるようなところはあるわけで、ただ、そこについてはあなたたちはやらなくていいですよというのは環境省には言いにくいことだと思う。

しかし、その場合に努力義務という言葉を使うと、あなたは一人でも痩せ我慢して頑張りなさいというように聞こえる。これでは結局、能力を超えていることを強いるだけだと思う。能力があるところは自分のところでどんどんやればいいのか、そうでないところは県に助けを求めてもらったり、あるいは横並びで協力したり、そういうやり方はその各地域でありうると思う。そのようなやり方をしながら進めてくださいということであれば、単なる負担軽減ということでもなくて、地域で現実的にこの施策を本当にやろうとするのだったら、1つの自治体で孤立して頑張る形は無理な場合が多いので、いろいろなやり方のバリエーションはあると思う。むしろそれを示して、この施策を進めるための支援の体制には、プランA、プランB、プランCがあるということ、小さな自治体についても対応できるような選択肢を用意していくことが求められている。これは自治体も望んでいることで、そこを努力義務という言葉で表現してしまうと誤解を生んでいるような気がして、議論が先に進んでいない。一律の努力義務という形ではなくて、表現を変えて自治体が前に進められるようなメッセージを環境省から出していただくことはできないのか。

(環境省) 法制的には努力義務というところと義務のところは強調されるようなワーディングにはなっているが、ある種努めてくださいというメッセージである。能力に応じてということに関して我々も全く異論はなく、全くマンパワーが足りないとか、そういうところに関して催促するつもりは全くないが、そうは言っても気候変動への適応に関する意識も持っていただきながら可能な範囲で、例えば防災計画と一緒に構わないし、いろいろな計画と併せて適応に関する意識みたいなものは持っていただけないかということで、適応に関してもお願いをしている。そのため、努力義務という言葉の義務を強調されているようだが、完全な法律上の必須の義務というような捉え方はしていない。

(高橋部会長) 努力義務は自治体の担当者にとって軽いものではない。法律に書いていけばやらなくてはいけないと自治体の担当者は思う。大橋部会長代理がおっしゃったのは、まさに一律に努力義務とやるのではなくて、そこは自治体の実情に合わせて、少なくとも中核市ぐらいまでやってもらうということでもよいと思うが、それ以外の市町村については、例えば、防災計画と合わせて策定してもよいとどこにも今までの御回答になかったし、農業の振興計画の中に入れ込んでいい、要するに、各分野の計画に適応の視点を書けばそれで替えることができるのか、いろいろなやり方はあると思う。それを一律に努力義務という均し並みに画一的にやるのではなくて、もっと実情に合わせてやってくれませんかというお願いである。そこはいかがか。

(環境省) 実情に応じて、きちんと独立した計画ではなく例えば他の法令に基づくもの、あるいは他の行政目的に基づくもの、こういったものに入れ込むことも含め柔軟にやってくださいということについてはこれまでも周知してきたし、これからきちんといろいろな場を通じて周知をしていきたいと考えている。

(高橋部会長) 各分野の計画の中に適応的なものを入れれば構わないという周知はもう発信しているのか。

(環境省) 例えば逐条解説あるいは施行通知でも同じようなことを通知はしているので、引き続きそういう周知はしてまいりたい。

(高橋部会長) 繰り返すが、それも重要だが、均し並みにというのではなくて、実情に応じた形で市町村の担当者が受け止められるような法的表現を考えていただければありがたい。一律にというのではなくて、もともと我々もそこは考えて、市町村も受け止めてくださいというお願いをしています、ということが法令上も分かるようにしていただければありがたいというお願いだが、そこはいかがか。

(環境省) 現行法上の解釈として、柔軟に対応できるということは考えているので、法律上の問題ではないと思っており、きちんと解釈などを通知するというように対応する。

(高橋部会長) 水掛け論なので、閣議決定までにさらに事務局と調整していただければありがたい。

3番目の論点に行きたいが、地方公共団体実行計画策定マニュアルで、要するに自治体毎の温室効果ガス排出量の算定については、2次回答の御説明の国の公表した「自治体排出カルテ」でよいということは、通知さ

れているのか。

(環境省) 6ページに書いているような言い方で、きちんと地方公共団体には周知している。自治体排出量カルテとして環境省が公表しているものでもよいし、地方公共団体独自のデータに基づいた排出量でも差し支えないということはお伝えしている。いずれにしても、この点は地方公共団体実行計画策定マニュアルを見直している中で、その中で丁寧に解説してまいりたいと考えている。

(高橋部会長) 冒頭に書いてもらったほうがありがたい。

(環境省) 承知した。表現を工夫して負担軽減の観点できちんとお示しをしてまいりたい。

(高橋部会長) 最後だが、これもぜひ御検討いただければありがたい。計画策定に当たって支援を希望するところには全て行き渡るようお願いしたいが、そこはよろしいか。

(環境省) 予算事業は予算上限があり、懐具合にはよるが、基本的には補助事業に申請いただいて、支援の実情をきちんと御説明いただいたところには行き渡るような予算額はきちんと確保していきたいと考えている。

(高橋部会長) それから、地球温暖化対策は高度な内容なので、地方公共団体の職員のみで策定できるような分かりやすいマニュアルにしていいただければありがたい。

(勢一構成員) 最後の自治体への支援のところは非常に重要だと考えている。もちろん環境省で現在開催されている地方公共団体実行計画策定マニュアルに関する検討会もそのように理解していただいていると思うので、現状がどうなっているかも把握していただいた上で議論をお願いしたい。そういう意味では今回提案募集でこういう提案が出てきて、タイミング的にはマニュアルなどの検討をする前の段階の希望等であるので、ぜひ今の検討の中で現場の声、自治体の声をしっかり拾っていただいて、可能であれば検討会の場でもこういう提案が出ているということも情報を共有していただいて、御議論をお願いしたい。

(環境省) 今まさに地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法の政省令、それを踏まえて地方公共団体実行計画のマニュアル改定を進めているので、先生の御指摘も踏まえて、こういう議論が地方分権のコンテキストでなされているということは御紹介して、マニュアルに反映していけるようにしていきたい。

(高橋部会長) 引き続きよろしく願います。

<通番 34: 中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲(経済産業省)>

(高橋部会長) 2次回答では、法改正も含めて検討していきたいと回答いただいていたのに、今日の説明だと法改正は難しいということだが、方針が変わったのか。

(経済産業省) 当省の説明資料のことか。

(高橋部会長) 「法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい」という2次回答をいただいていた。

(経済産業省) 2次回答について、そう受け止められたようだが、我々の趣旨としては、法改正を含め検討したいということではなく、法改正も必要となるような大きな問題であるので軽々にはできない問題という認識である。

(高橋部会長) 軽々にはできないことは分かった。そういう回答趣旨だとすると、地域の特性に応じたものにはなり得ないという話だが、私どもとしては関西地区の産業構造の特殊性から、先導的に新しい需要が出てくる可能性を踏まえ、そのようなものは関西広域連合独自でつくれるのではないかと考えている。なぜそのように全国一律でなければ認められないという話になるのか。我々にはその点がよく分からない。

(経済産業省) 関西特有の産業や関西特有の中小企業の事情が生じ得ることについては、我々ももちろん否定するものではないが、この支援措置は国が設けた制度であることから、全国一律であるべきもの。産業の事情はエリアによってまちまちであろうとも、基準自体または認定基準は全国で公平にやる必要があると考えている。

(高橋部会長) 関西エリアというのは、我々素人から見ても産業構造自体が関東とは違う独自の産業構造を持っていて、そこから新しい芽が出てくるというのは経済政策をやっているのではない素人でも分かる話である。それを先導的に拾い上げることを関西広域連合に移譲しても、私としては全く問題ないように思うが、そこはなぜ駄目なのか。国家戦略特区とほぼ同じ発想だと思う。

(経済産業省) 関西特有の産業構造があるというのは先生のおっしゃるとおりだとは思っており、それに対する支援策を広域連合なり各都道府県がするのは、もちろんするべきだと思う。ただ、経営力向上計画は国が一律に設けている支援策であるので、この支援策を国が用意する以上は、必ず国の関与が必要と考えている。

(高橋部会長) 日本の中小企業の力はすごくて、それを伸ばしていこうというのが今までの経済産業省の政策だと認識している。

(経済産業省) そこはおっしゃるとおりである。全く否定するものではない。

(高橋部会長) 国際競争力を維持していくためにも、そういう先導的な芽を国として拾い上げるのが重要で、それをきちんと国がやっていくということではないかと思う。国が保障基盤をつくるという話で、先導的なところの芽を拾い上げるというのは、関西地区の集まっている広域連合でやったほうがはるかに迅速にできるのではないかと思う。そのようなことは、むしろ今まで経済産業省自体が言ってきたのではないか。

(経済産業省) 国の地域それぞれに資源や産業構造に特色があるというのをおっしゃるとおりであるので、支援のやり方、各ツールの選び方は地域がきめ細かくやるべきだと考えている。ただ、この制度そのものはあくまでも一つの経営力向上計画という支援制度であるから、このツールそのものは全国一律にそろえるべきだと思っている。それをどう使うか、誰が使うかというところは、まさに地域の実情に応じて自治体なり支援機関なりが柔軟に選ぶものだと思っている。金融制度、税制優遇措置、相談窓口等のいろいろなツールがある。国だけではなくて自治体もいろいろときめ細やかに準備しているので、このエリアの産業もしくはこの企業にどういうものが適しているのかというのは、まさに国でも自治体でも競うべきではないかと思っている。

(高橋部会長) 認定権限の移譲そのものも考えられないということか。

(経済産業省) 基準に照らして誰が実際に合うかという認定もセットで国がやるべきではないかと思っている。

(勢一構成員) 2次回答を見ると、計画の認定業務は結構件数が多くて負担があること、仮に移譲することになれば標準処理期間である30日以内に処理をする必要があること、十分な体制を構築する必要があること、といった指摘をいただいている。そうだとすると、関西広域連合がこの要件を満たせば認定業務の移譲は可能になることになろうかと思うが、その理解でよろしいのか。

(経済産業省) これも一つの超えるべき問題だという趣旨で記載したので、この認定負担を超えれば即移譲ということにはならないと思っている。事務負担の問題も大きな要素の一つだということを提示したまでであり、体制が整えば即移譲できるというものではないと理解いただきたい。

(大橋部会長代理) 事務負担の話だが、そのような説明を聞くと、今はやる機会が与えられていない人に対して、あなたたちはできないと決めつけているように聞こえる。それならば、やる機会を与えたらやるのではないか。

根本は、制度開始から5年間実績がある中で、ITなどについての全国的な指針もできていないような状況だという現状である。そうであれば、先ほど全国一律の仕組みなのだから、他のところからすると不公平だとの説明だったが、充足できていない状況がある中で不公平をもちだす議論は、私としては変な気がする。むしろ、事ここに至ってもまだ穴があるのであれば、そこを埋めるのが一番先に考えるべきことではないのか。そのための担い手が出てきているときに、その人たちにお引き下がりにくださいと言う理屈には、私はならないと思う。前回も同じようなことは申し上げたが、やるという人が出てきてこういう形でやるというのであれば、もっと実質的に支障がある点を説明する必要がある。そのときに、公正さとか、全国一律とか、あなたたちは事務処理能力がないという類いの説明では、提案団体は承服し難いのではないかと思う。

(経済産業省) もちろん事務負担が大きいから駄目だと言うつもりも全くない。十分なそれ相応の体制が必要という客観的な事実の指摘である。

IT分野等々今の事業分野別指針がないところに対して提案をしたいという意欲については我々ももちろんポジティブに受け止めているので、提案いただければ、ぜひ我々も一緒につくっていききたいと思っている。ただ、その指針が一部の地域にのみ適用されるということだと、ほかの事業者との間で不平等が生じるので、全国レベルでの事業分野別指針をつくっていききたいということである。

(高橋部会長) まだ平行線なので、閣議決定までにさらに事務局とよく御調整いただければありがたい。

多分、お金の話もあると思っているのだろうと思うが、そこは年度的もしくは5年間計画で関西広域連合にはこのぐらいという総量で決めれば、あとは関西広域連合で認定できると思う。やりようは法制的にもいろいろあると思うので、ぜひ事務局とよく最後まで粘り強く調整いただければありがたい。

<通版33：地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定（消費者庁）>

(高橋部会長) 地方版消費者基本計画の策定状況は数で公表されるということによいか。

(消費者庁) 然り。

(高橋部会長) 併せて、計画策定が任意であることを通知されるということもお願いできるということによいか。

(消費者庁) 然り。

(高橋部会長) では、あとは国の消費者基本計画、消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間の一致について、令和3年度内に結論ということだと対応方針にどう書くのかという点はどうか。12月までに結論を得るのは無理なのか。

(消費者庁) 消費者教育推進会議がこの10月から新しいチームに入り、現在、委員の手続を進めている。そして、それから議論を進めていこうと考えているので、12月だとスケジュール的にはタイトと考えるが、年度内には方向性を出したい。

(高橋部会長) 承知した。事務局、いかがか。

(中里参事官) 地方版消費者基本計画の策定状況について、公表方法を見直すということだが、具体的にいつの公表から見直すということなのかを教えてください。

(高橋部会長) ホームページをいつ変えていただけるかという話だと思うが、いかがか。

(消費者庁) できるだけ早く変えたい。

(高橋部会長) 承知した。事務局、他はいかがか。

(中里参事官) 地方版消費者基本計画の策定が任意であることや、地方版消費者基本計画と消費者教育推進計画を一体で策定できることを通知するということだが、これはいつ頃を想定されているのか。

(消費者庁) できるだけ早く周知したいとは思っており、令和3年度内には周知をしたい。

(中里参事官) 承知した。

(高橋部会長) それでは、引き続きよろしくお願ひしたい。

<通番9：国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 本件については、市区町村がその旨を条例等で定めることによって、職権で変更可というように省令上で規定していただけないということではよろしいか。

(厚生労働省) そのご見解で相違ない。現状では申請するということが前提となっており、条文の記載内容については今後も検討を要するものの、保有するデータによって必要な収入情報の把握が可能な市区町村は、被保険者等の申請がなくとも判定を可能とすることができるよう、省令を改正する。

(高橋部会長) 今後のスケジュールはいかがか。

(厚生労働省) 必要な税情報等が出そろった後、6、7月に各市区町村で作業を行い、8月に新しい自己負担割合を適用するというのが例年のスケジュールとなっている。このスケジュールに間に合うよう省令改正等の措置を講じて参りたい。

(高橋部会長) 省令改正そのものは今からでも可能と思われるが、いかがか。

(厚生労働省) 仰る通り、省令改正の手続検討は今からでも可能である。それについては、早急に対応させていただきたい。

(高橋部会長) 12月までに措置済みとすることは可能か。

(厚生労働省) 可能と考える。

(高橋部会長) 各市区町村内での税務部局と国保部局との連携について、市区町村によっては、データ連携等について、不満や不安を持たれている場合もあると考えるが、そういった懸念を払拭できるよう、省令改正と併せてきめ細かな周知をしていただくと有り難いが、それは可能か。

(厚生労働省) 了承した。収入情報をどのように保持し、連携を行っているのかは市区町村によって、状況は様々であると考えため、その点についてはきめ細かく周知を図って参りたい。

(高橋部会長) 12月に向け、引き続き事務局とのご調整をお願いしたい。

<通番10：被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 資料記載の「居所不明の際の取扱いを法的に整理・検討する」について、居所不明と認定された後の取扱いについて何か法的に検討する余地はあるのか。

(厚生労働省) 提案団体から地方税法の規定のような個別法を設けてはどうかという御提案をいただいているため、仮にそのような対応をする場合には、法律事項として何をどのように定めるかという議論となる。

(高橋部会長) それを調査研究事業で実施するということか。

(厚生労働省) 仰るとおり、調査研究事業という形をとって検討を図って参りたいと考えている。

(高橋部会長) 本件の措置は、それほど大げさな話なのか疑問であり、結論は明らかであるように思われる。通常、厚生労働省の調査研究事業は、約1年間を要しているような感覚がある。保護の廃止を行うにあたり、居所不明の認定をどのように行うかについては慎重にご検討いただければ有り難いが、その認定がなされた後に、どのように手続きを行うのかという検討に果たして1年も要するものなのか。

(厚生労働省) 公示送達が民法においてどのように運用されているか等の確認が必要である。また、個別法における公示送達の規定にどのようなものがあるのかを確認しなければならないとも考えている。例えば法務省の所管する入管法においても、地方税法と同様に個別法で公示送達の規定がある。この規定によれば、裁判所へ公示の要請を行わなくとも、法務大臣が自らの庁舎で掲示することができるかとされている。ただし、手続きの中には、難民認定を受けた者に対し、在留資格を取り消す場合など、公示送達が出来ないこととされている手続きもある。こういった事例を鑑みると、通知がどのような種類のものなのか、それによりどのような効果が生じるのかといったことを考慮の上、規定しているということもあるのではないかと考えている。以上を踏まえ、慎重に検討する必要があるのではないかと考えている。

(大橋部会長代理) 元々の提案内容は、居所不明の者に対してどのように廃止の旨を連絡したらよいかという単純なものである。こういった事例は必ず一定数生じるが、民法上の公示送達を行おうとすると、その都度裁判所の関与や費用、時間を要するなど、事務負担が非常に大きい。他方、生活保護と同様に各地方公共団体が行っている地方税関連業務については、公示送達についてより簡易な手法が定められている。提案は簡易な手法を取ることで生活保護を粗雑に扱うというものではなく、単に相手方に連絡する手法が現状民法上の公示送達しかないため、そういった現状を改善していただきたいというものである。

実務においてこういった事例は数多く、実施機関は日々対応を迫られている。結論を得て措置を講じるまでの2年間に必要な措置を講じていただければ、場合によっては被保護者側に対して必要な情報の周知を図らなかったということになり、保護の廃止の効力が無効であるという判断もされかねず、非常に大きな問題となる。こうした理由から、こういった場合に明確な手法・手続きを早急に定めていただきたい。本来ならば昭和25年の生活保護法施行の後に早期に整備されるべきものだと考えるが、それが未だになく、直ちに改善していただきたいというものである。果たして2年間を要して研究会で検討を行っていくようなものなのか疑問である。

前回のヒアリングの際、事実認定や生活保護の位置づけなどについては慎重に検討すべきといった説明があったが、その点については概ね同意見である。しかし、慎重に検討するとしても、提案団体の求める措置を検討するために2年間も要するのかという疑問がある。民法上の公示送達について、その手続の確認にそこまで時間を要するものとは考えにくく、地方税等の個別法での公示送達についても、そこまで種類が多いものではない。こういった現状を鑑み、提案を素直に踏まえ、早期に措置をしていただくことはできないか。

(厚生労働省) ご指摘のとおり、昭和25年の生活保護法の施行後、相当年数が経過しているが、居所不明の場合に各地方公共団体の意思表示に関する手続は整っていないため、今後は各地方公共団体の事務負担の軽減に資するような措置を講じていきたいと考えている。提案団体からは、手続面と実態判断とを切り分け、措置の早期実現をお願いしたいという御意見をいただいているが、実態判断と手続面を完全に切り分けて検討を行うことは難しいと考える。

現状では公示送達を行うためには裁判所に調査報告書を提出することが前提となっており、居所不明を理由として保護を廃止する際、裁判所との調整を前提として慎重に判断が行われている可能性がある。地方公共団体内で手続が完結する場合、廃止の判断に影響がないとは言いきれず、手続の方法が実態判断に影響を与える可能性もあると考えているため、手続の検討と判断基準の検討は同時に行いたいと考えている。

先週、居所不明を理由に保護を停止したことについて裁判の判決が示され、地方公共団体側が敗訴したという事案があった。また、受給者の権利を擁護する関係団体も、保護の廃止については高い関心を持っている。そういった状況下において、たとえ手続の整備であっても簡素化について実態と切り離して議論することの理解を広く得られるかどうかについては懸念がある。さらに、もし地方税法に倣って生活保護法において公示送達の規定を設けるといった法改正を行うこととなった場合、国会に対してどのような事例について簡略化された公示送達を行うのか、それによって支障は生じないのかといった実態面に深く関連する説明を行う必要があると考えており、それらを踏まえると、やはり切り離しての議論は難しいものと考えている。

(大橋部会長代理) 本提案の追加共同提案団体の数を鑑みるに、提案団体と同様の課題を抱えている地方公共団体が非常に多いことが分かるため、検討を行うにあたって時間の観念を持って措置を講じていただくことが

必要ではないか。

(厚生労働省) 仰る通り、非常に多くの地方公共団体において同様の課題があり、同様の状態が長く続いてきたという点については各地方公共団体に対し申し訳なく思う。しかし、十分な検討がなされないまま中途半端な措置を講じてしまうことにより、後々に運用方法の大幅な修正を行うことになるなど、各地方公共団体に多大な負担をかけてしまう恐れもあるため、慎重に検討させていただきたいと考えている。

(高橋部会長) 措置を講ずるまでの2年の間、同様のケースにどのように対処すべきか、取扱いに迷いが生じないように各地方公共団体に対し暫定的に措置を講じていただくことはできないか。

(厚生労働省) 暫定的な措置についても、各地方公共団体においてどのような手続きを取っているかを確認の上で対応を検討していく必要があるため、結局は本来の措置と同様の検討を行うこととなる。

(高橋部会長) 法改正を行うまでの間、令和4年に実態を把握し、その結果を踏まえ、実施機関での事務の円滑化に資するような暫定の措置を示し、このような対応が妥当であると広く示すことは難しいか。

(厚生労働省) 令和4年度には、各地方公共団体の事務の実例を調査したい。この調査では、各地方公共団体のケースワークがどのようにになっているかなどをより踏み込んで調査したいと考えている。失踪による保護の廃止件数は非常に多く、それを調査することで様々な取扱いの実例が上がってくるものと考えている。こういった情報をもとに措置の検討を行っていくにあたり、最終的に訴訟等になっても法的に耐え得るものなのか、法律家を交えた議論でしっかりスクリーニングをかけていき、慎重に結論を出すべきと考える。

このため、今回当方が御提示したスケジュールに則り真摯に取り組み、早急に結論を進めて参りたいと考えている。最終的に法改正の要否の判断はその時点で行い、同時にマニュアルのようなものも併せて作成する方向で考えている。

(高橋部会長) 了解した。提案団体の提示するようなケースはかなりの件数があり、各地方公共団体も困っている。慎重に検討をすすめることも必要だが、スピード感を持って作業をしていただきたい。どのように閣議決定に向けて対応方針の記載とするかは、事務局とご調整の上、決めていただきたい。

<通番13：障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等（内閣府、厚生労働省）>

(内閣府) 障害者基本計画の検討の経緯であるが、障害者政策委員会での審議を経て、政策委員会の意見に即して基本計画を作成するということとなっており、法律上は総理が政策委員会の意見を聴き閣議決定をし、定めるものという位置づけである。なお、障害者政策委員会については、障害当事者、障害者団体、関係事業者、学識経験者で構成されている。

現行の基本計画の計画期間が5年間となっている経緯であるが、国連の「国連障害者の十年」というものがあり、その国内行動計画として障害者対策に関する長期計画を始まりとして、国際的な取組とも歩調を合わせたもの。さらに、障害者権利条約などもあることから、それらと平仄を取る形で第2次の計画まで計画期間を10年間としてきた経緯がある。

その後、障害者に関わる課題が非常に多くかつ多様であること、経済社会状況の変化が早いという状況を踏まえ、国際的な取組とも同期をさせながら、障害者政策委員会のモニタリング機能を十分に果たすという観点で、障害者政策委員会での審議を経て、第3次の計画から計画期間を5年に短縮を行ったところである。

また、障害者基本計画は障害者福祉計画及び障害児福祉計画といったものだけでなく、教育や文化芸術・スポーツなど、計11の様々な分野と関連するものであり、今回指摘の福祉計画に限らず、それぞれの分野ごとに基本計画との関連も踏まえて、適宜、重要な計画等が策定されていると承知している。

さらに、都道府県と市町村が障害者計画に規定すべき事項については、具体的な内容や計画の策定期間、期間については、法律上は定めておらず、各地方公共団体の裁量に委ねられている。実際に計画期間が5年となっていない例も一定程度あると承知しており、この期間について、地方公共団体から個別の問合せがあった場合には、その旨回答している。

したがって、今回、一部の自治体様の指摘のみにより、計画期間を5年から6年に変更することは、むしろ適切ではないのではないかと考えられるところ。

なお、各地方公共団体の裁量に委ねられているという点については、今後、各地方公共団体にしっかり周知を図っていくことも検討したい。

(厚生労働省) 障害福祉計画については、3年ごとにサービス提供の在り方の見直しを含め、報酬の改定を行っており、この報酬改定を踏まえるため、計画期間を3年とすることが制度設計上必要と考えている。

他方で、計画期間については様々な意見をいただいております、実質2年の実績を踏まえた上で短いサイクルでの計画見直しを行っていることから、検証の時間が十分取れないという御指摘については、真摯に受け止めます。このため、今回の地方分権改革の複数の御提案をいただいていることもあり、他の計画との関係に留意をしつつ、障害福祉の行政を円滑に進めていくために計画期間をどのような長さにするのか、慎重に検討をする必要があるため、次回の計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論をしっかりとしたいと思います。

この検討に当たっては、1次回答のときにも申し上げたとおり、期間延長が難しい項目があり、これは診療報酬改定の影響がある項目であるが、その項目の見直し時期の考え方についても併せて議論をしていきたいと思っている。

また、項目の簡素化につきましても、併せてこの基本指針を検討するに当たってしっかりと精査をしていきたいと考えている。

(高橋部会長) 関連する他の計画との関係もあり、計画期間を5年から6年に変更することは適切ではないとの説明があったが、関連するそれらの計画は全て5年単位になっているのか。

(内閣府) 他の計画については、障害者基本計画の5年の計画期間と合わせるために、最初は4年の計画期間でスタートし、次に5年の計画期間とした例もあるということを知っている。

(高橋部会長) 地方自治体に説明できないので、計画名を具体的に挙げていただきたい。

(内閣府) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」というものがあり、今申し上げたような整理になっていると知っている。

(高橋部会長) 1つだけか。

(内閣府) 今、把握しているのは1つだけである。

(高橋部会長) 1つでは話にならない。御説明では、そういう例が多数あり、それらが全て障害者基本計画に連動しているため、計画期間の変更は適当ではないという説明ではなかったか。

(内閣府) 11分野それぞれの施策をこの基本計画に基づいてやっていただいている。全ての分野について個別に計画があるかどうかということまでは調べ切れていない。

(高橋部会長) 11ある分野それぞれに計画があって、それが全部5年の計画期間であれば変更は難しいという話になると思うが、具体的に例示があったのは1計画である。6年に延長することの何に支障があるのか。

(内閣府) 国策定の計画だけでなく、地方公共団体策定の計画でも、障害者基本計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、それぞれ適切な対応を取っておられることも併せて申し上げる。

(高橋部会長) 今がこうだから動かせないと仰っているようにしか私には聞こえない。計画期間を6年にすることで何か支障があるという声が自治体からあるのであれば持ってきていただければ、納得できるのだが。

(内閣府) 計画期間に関する検討の経緯として、障害者政策委員会での検討において、国際的な動きや経済社会状況の変化にも合わせつつ、5年という計画期間で規定されたと承知している。

(高橋部会長) 国際的な対応といっても、必ず10年という単位に合わせなくてはいけないという話でもないと思う。5年を6年にして何か問題があるのだったら、中間年で見直せばいいだけである。一つの理屈にはなると思うが、それが絶対的な理屈になると言われると、私は理解できないが、そこは如何か。

(内閣府) 絶対的な理屈かと問われますと、御指摘もあるかと思うが、いずれにしても障害者政策委員会の意見を聴いて定めるという計画であり、期間についても障害者政策委員会において検討し、規定しているものなので、計画期間の変更に当たっては、障害者政策委員会に相談しながらということになると考える。

(高橋部会長) では、地方分権提案において、障害者基本計画に一番密接な障害福祉計画・障害児福祉計画に関連した提案が出ており、国際的な観点も重要だと思うが、国内法的な運用からいうと極めて重要な提案であるので、障害者政策委員会としても検討いただきたい、というお願いはできないか。

(内閣府) 福祉の分野が非常に大切であることは、我々はよく分かっているが、他の分野と比べても福祉が一番大事だと申し上げることはできない。分権提案を受け、計画期間について障害者政策委員会に諮ることは可能かと思うので、対応させていただく。

(高橋部会長) 積極的な対応であり、ありがたい。次に、障害福祉計画の関係について、報酬改定内容の公表は2月に実施しているということだが、計画に本当に反映させられるとお考えか。どういう形で改定の内容を計画に反映させるというお考えなのか。

(厚生労働省) 例えば前回であれば、令和3年2月に報酬改定があり、それを令和3年度からの計画に反映する

というところで、期間が短くて反映できない自治体もあるということであった。その場合、反映できるところは反映し、反映できなかったところは3年後の次の計画に反映をしていただくという考えである。提案のように6年という形になると、さらにそれが長くなるということで、3年が適当ではないかという考えである。

(高橋部会長) 報酬改定のタイミングをまず直せないかという話だと思うが如何か。2月を、例えば1月とか12月とかに前倒しするのは無理なのか。

(厚生労働省) それはそのときの状況になってみないと分からない部分があるかと思う。予算との関連や関係者の合意というのものもある。我々としてはできるだけ早く報酬改定の内容を決めていきたいとは思っているが、結果的に2月になってしまうということである。我々としてはできるだけ早く報酬改定の内容は詰めていきたいと思っている。

(高橋部会長) 今の説明を踏まえれば、制度的に難しいところがあるということであった。計画期間を6年間として、報酬改定ができたならそれを反映させるというのが、良いやり方だと思うがどうか。

(厚生労働省) 計画期間についてであるが、現行の計画は令和3年度から5年度で既に定められている。次期計画の基本方針については令和4年度に検討することにしてしているので、その検討をする際に、提案いただいた計画期間についても、3年が適当なのか、6年に延ばせるのかということを地方自治体の意見も伺いながら検討していきたい。

(大橋部会長代理) この行政分野の特色として、報酬改定との関係で、3年という財政的なサイクルがあるとの説明だった。ただ、それを踏まえた計画期間とすると、計画の見直しは短期間でやらざるを得ず、地方公共団体の事務負担もものすごく大きくなるという話や、2月に公表された報酬改定内容を計画に反映できなかった場合には反映できていない計画で走り出しているという話などが自治体から寄せられており、3年という前提から出発したことで無理に無理を重ねているということだと思う。

地方でこういう悲鳴が上がっているのだから、これを機に一度見直していただく必要があると考える。3年サイクルは短過ぎると率直に思う。報酬改定が大事だということを前提としても、その大事さが、現行の仕組みにうまく連動していないように見受けられる。

(厚生労働省) 御意見を踏まえ、令和4年度にしっかり議論したい。

(高橋部会長) そのような形で、引き続き対応方針の閣議決定まで調整をお願いしたい。

<通番 20：と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 今回、秋田県から提案があったと畜検査の簡略化については、その背景にと畜検査員を含めた公衆衛生獣医師の不足が挙げられている。

農林水産省の調査や、厚生労働省のアンケート結果によると、秋田県では近年公衆衛生獣医師の数が減少傾向にある。年齢構成を見ると、50代以上の数の割合が多く高齢化の傾向が認められる。採用状況を見ると、近年は数名程度ということで、直近2年は採用ゼロということもある。このように、公衆衛生獣医師の数の確保及び維持に困難を来している状況が認められた。

このような状況を踏まえて、食鳥検査制度を参考とするとと畜検査の簡略化が提案された。しかしながら、と畜検査の対象となる牛や豚などは、鶏とは異なる検査実施上の特性を有しており、鶏に比べて検査結果に基づくと殺禁止や廃棄率が高く、獣医学的な専門知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して行う必要がある。

また、食肉は政府の輸出促進策における重点品目となっており、輸出に当たっては、と畜検査制度について他国の制度と国際的な調和が図られている必要があることにも留意する必要がある。

秋田県から示されたと畜検査の簡略化のイメージは、作業衛生責任者が一部の検査を担い、別の検査を行うと畜検査員が彼らの作業も監督するというようになっており、実質的に検査の一部を作業衛生責任者に任せることになるので、必要な検査レベルを達成するのは難しいと考える。

したがって、御提案の方法でのと畜検査の簡略化の実現は困難であると思われるが、一方で、秋田県の課題を解決するためには別の手段、別の方法を模索する必要があると考える。

そこで、各自治体の公衆衛生獣医師の確保状況について確認するためのアンケートを我が省で実施した。その結果、都市圏以外で秋田県と人口の規模及び年齢構成が類似している都道府県の状況を調べたところ、秋田県と同様に公務員獣医師の確保に苦勞している自治体、都道府県があった一方で、確保ができていた都道府県もあった。

確保ができていた都道府県は、インターンシップなど各自治体に共通する取組に加え、就職希望者個人への

働きかけや、希望者の関心を当該都道府県に向かせる採用のための取組、就職後のフォローアップ対策、就職後の学位取得支援など魅力ある職場づくりを行っていた。

苦勞している自治体は、採用に関する取組が就職希望者の関心を呼び込むまでには至っていない可能性があるのではないかと考えられる。

今回のアンケート結果から、特に地方において公衆衛生獣医師の確保に課題があり、その確保や有効に活用するための仕組みを利用できるようにすることが重要と考える。

そのために、厚生労働省として、各自治体の円滑なと畜検査のための取組の情報を収集し、参考となる事例を各自治体に通知して周知をする。また、公衆衛生獣医師の確保について各自治体が取組む先行事例の情報を収集し、これを参考となる事例として各自治体に提示をしていきたい。あわせて、厚生労働省において、引き続き公衆衛生獣医師の確保やその重要性に関する情報を発信していくということと、自治体における採用情報などの情報を集約して発信することを検討して対応したいと考えている。

(高橋部会長) 資料の 74 ページについて、これは G も H も秋田県ではないのか。

(厚生労働省) 秋田県ではなく、秋田県と人口や年齢構成が類似する自治体である。G は人口 100 万人以下で年齢構成 (0~14 歳 : 15~64 歳 : 65 歳以上) は 1 対 5 対 3 であり、H も同様である。

(高橋部会長) 我々が問題にしているのは、と畜検査の実施体制に穴があってはいけないということである。現に今の日本の社会構造の中で、構造的に困り出している自治体があるのだから、そこに手当てをしていただきたいというお願いであるが、理解いただいているか。

(厚生労働省) そこは理解している。資料の 74 ページには採用がうまくいっていない自治体の例を掲載しているが、逆に、資料の 75 ページには秋田県と類似するような規模で採用がうまくいっている自治体の取組を掲載しており、うまくいっている自治体の取組を参考として周知し、うまくいっていない自治体もうまくいくようにしたいというのが我々の考えである。

(高橋部会長) 地元出身の獣医師が少ないとか、初任給で負けているとか、こういうものは厚生労働省の対応で克服できるような話ではない。VPcamp の取組を見たが、こういう取組は重要だということはよく理解している。ぜひ同時に推進していただきたいと思うが、構造的に公衆衛生獣医師の確保が難しい状況になっており、将来的にと畜検査の対応は難しくなるのではないかと。先行事例の周知などを行っていただくのは重要だが、できていないところのやり方が悪いのではないかとと言われても、やりようがないという自治体も出てきているのではないかと話なのだが、いかがか。

(厚生労働省) 今回、秋田県でこういう提案がされたが、ほかの自治体からは特にそういう意見は聞いていない。今、公衆衛生獣医師確保の取組を進めている自治体もかなりあると聞いているので、採用がうまくいっている自治体の情報をいろいろと付与して、先ほど先生がおっしゃられた VPcamp など、秋田県をはじめ幾つか参加していない自治体もあるので積極的に参加を勧めることで、公衆衛生に関心を持つ学生を多く育てて、将来的に公衆衛生獣医師になっていただくという取組を進めていくことが重要だと思っている。

(高橋部会長) ほかから意見が出てこないというが、青森県も共同提案団体にある。調査してみれば実際に困っているという都道府県は出てくるのではないのか。

(厚生労働省) この前の第 1 回目のヒアリングにおいて全体アンケートを取るとお話をさせていたことを踏まえ、今回、全体的なアンケートを取った。全体的に見ると、困っている自治体とうまくいっている自治体と両方あり、うまくいっている自治体の事例をうまくいっていない自治体に紹介していけば、うまくいく可能性もあるのではないかと考えている。

(大橋部会長代理) 行政の平準化を図るために情報手法というのは確かにあるが、この分野はそれに対応できるとは思えない。東京都でうまくいっているものを青森県に情報伝達しても、前提が違い過ぎると思われる。

前回お願いしたが、獣医師の採用状況や高齢化の状況など全体を調べたのであれば、全県のデータなどをきちんと頂けないか。うまくいっているところもあればまずいところもある、という概論ではなく、きちんとデータを見せていただければ、提案団体と似たような自治体はあると思う。そういうところでは、こういう情報戦略ではなかなかうまくいかないのではないかとというのが基本的な認識である。そのときに、一歩進めるための施策は、今回御省が展開しようとしている情報戦略よりは、さらに具体的なものでなければ対応できない。これを回答として提案団体に持っていくというのは、提案には答えていないような気がする。

(高橋部会長) 大橋部会長代理は重要なことを言われた。都道府県を個別に特定できないようなデータを事務局に頂けないか。

(厚生労働省) 都道府県を特定できないような形でということか。

(高橋部会長) 然り。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) では、それで分析したいと思う。その結果に基づいて調整したいと思う。結果として構造的なものだと分かったら、もっと考えていただきたいという話になる。

(厚生労働省) 補足をさせていただくと、公衆衛生獣医師の確保について厚生労働省の対応案をいろいろと御説明させていただいたが、対応案の1番については、実際のと畜検査のための取組の情報を収集して参考となる事例を提供していくということ。実際のと畜検査において、例えば検査室で検体を取ってきて、細菌学的な検査をして、それを基に疾病の判定を獣医師がするという流れになっているが、細菌の検査も、獣医師がやっている自治体と、獣医師以外の者、例えば食品衛生監視員とか検査をできる者がやっている自治体がある。そのように最終判定を、獣医師がやっているようなものなど、と畜場法上からもと畜検査的にも問題ない形でやっている先例的な事例も幾つか紹介をさせていただくことで、獣医師不足の部分の穴を埋める形にできると思う。そのような具体的なと畜検査の効率化のやり方について紹介をさせていただきたいと考えている。

(高橋部会長) それはそれでありがたいけれども、もっと構造的な話について何か手はないのかということをお願いしている。例えば地元で獣医師がいないのなら、地方に拠点がある農学部の獣医学科への補助や、初任給のかさ上げの補助金など、素人でも考えつくようなものはいっぱいあるのではないかと。

獣医師が不足しているのは、日本社会を見れば明らかで、こういうところの社会基盤をどうやって維持するのかという時代に入ってきているので、情報手法ではなく積極的にいろいろ考えていただきたいというお願いなのだが、いかがか。

(厚生労働省) そういう観点もあると思うけれども、基本的にはうまくいっているところとうまくいっていないところがあるのであれば、うまくいっているところのやり方をうまくいっていないところにやっていただくというのが、まずは取っかかりとして非常に重要だと思っており、先ほどのVPcampも含めてやっていないことが幾つかあると思うので、そういうことはいろいろとこちらから伝達をして、やれることをまずやっていただくことが非常に重要だと思っている。

(高橋部会長) それについては全く否定しない。やれることはまずやっていただく。ただ、それでうまくできないのであれば先を考えてほしいというお願いなので、将来的な話をどう考えていくのかという話も、事務局ともよく調整していただきたい。

(勢一構成員) もちろんやれることをやるべきだということはそのとおりでと思うが、今回お示しいただいた資料でも、資料の74ページの自治体はうまくいっていないところの例としてお示しいただいた。毎年採用できていない状況で、それぞれの自治体における獣医師の年齢構成などは、ここでは分からないけれども、そういうものをデータとしてきちんと照らし合わせて検討いただければ、全国的な傾向の中での課題がもう少し明らかになってくるのではないかと思う。個別の自治体で採用できているかできていないかだけではなく、体制として持続可能な状況にあるのかどうか、地域差がどれだけ大きいのかということも、今後体制としては重要であろうと思う。ぜひ今回取られたデータをしっかりと、できればこちらと一緒に分析をさせていただいて、もっと根本的な対応の可能性がないかということも議論をお願いできればと思う。

(高橋部会長) よろしいか。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) 事務局ともよく相談して、明確にスケジュール感が分かるようにお示しいただければありがたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)